○簡易な手続により提供することができる保有個人情報に関する個人情報取

○山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則………………………一九○

○山梨県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程

五.

考に係る最終の総合ランク に第一次選考及び第二次選 に係るものに限る。)並び (第一次選考の不合格者

考の結果の 、第一次選 については の不合格者 第一次選考

課

部情報政策 山梨県総務

四

員

山梨県職員(任期付職 選考採用試験

第一次選考に係る総合ラン

Щ 梨 県

公

報

第三百六十五号

令和五年三月三十日

○山梨県警察行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部

…一八九

個人情報取扱事務の名称

記録項目

閲覧期間

閲覧場所

採用試験

公安委員会

個人情報取扱事務の名称及び記録項目、閲覧期間並びに閲覧場所を次のように定める。 条第一項の規定により、簡易な手続により提供することができる保有個人情報に関する

山梨県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和四年山梨県条例第五十号)第十九

簡易な手続により提供することができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務

山梨県知事

長

崎

太

郎

○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について…………………………一八九

一八三 八四

○県政功績者…………………………………………………………………一八三

称等を次のように定める。

令和五年三月三十日

簡易な手続により提供することができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名

山梨県告示第百十号

るものに限る。

委託の期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

委託に係る寄附金

委託の相手方 東京都中央区京橋二丁目二番一号 株式会社さとふる

山梨県知事

長

崎

幸

太

郎

ふるさと納税に係る寄附金(インターネットを利用して納付す

○山梨県屋外広告物条例の規定による禁止地域及び許可地域の指定の一部改

○換地計画の決定……………………………………………………………………………………一八一

○道路の区域変更…………………………………………………………………………一八一 ○歴史文化公園の指定の一部改正………………………………………………一八一

○道路の供用開始……………………………………………………………………………一八一

扱事務の名称等
○簡易な手続により提供することができる保有個人情報に関する個人情報取

…一七七

次のとおり寄附金の収納事務を委託した。

令和五年三月三十日

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、

○寄附金の収納事務の委託………………………………………………………………一七七

告

示

目

次

第三百六十五号

令和五年

○山梨県議会議員の請負の状況の公表に関する規程…………………

三五

<u>Ŧ</u>.

○山梨県議会事務局行政文書管理規程の一部を改正する訓令…………………

曜

日

山梨県告示第百九号

三月三十日

木

告

示

山梨県公報	
第三百六十五号	
令和五年三月三十日	

司	·	人材育成課 沙爾部		同 同	
通知の日か 通知の日か	。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	発展を ・ 合格者に ・ 合格者に ・ のいては、	合否通知を	同 同	。
総合得点及び順位		ſ	可	同 同	
光 山梨県職員(任期付職		職)選考試験	、 長精	五 山梨県職員宗語聴覚士	
保健 報 報 祖 祖	同		同		
最終選考結 ・ 合否通知を を を を を を を を を を を を と た し た り り り り り り り り り り り り り り り り り	同		最初一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次	。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	については 選知の日か
及び順位 及び順位 試験種目別得点、総合得点	同	者に係るものに限る。)者に係るものに限る。)	がこちこれ式食こ系5合と を表前においては、不合格 発表前においては、不合格 発表前においては、不合格 発表前においては、不合格 発表前においては、不合格 がこちこれ式験に係る教養試験		
上)選考採用試験 (衛)選考採用試験 ○ 山梨県職員(行政(デ		験ジタルI))選考採用試ジタルI))選考採用試		

山梨県公報
第三百六十五号
令和五年三月三十日

考採用試験	十二 山梨県職員研究員選	員採用候補者選考検査十一 宝石美術専門学校教	十 山梨県職員研究職(デ
	同	同	及び順位別得点、
			総 合 得 点
一 最終選考結 でいては、 で格者に でいては、	合否通知を	発送した 日 一 音 一 通 知 を	。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
政策 エネル ー部環境・ ー	山梨県環境	石美術専門山梨県立宝	振 労 山 興 働 梨 課 産 産 業 業
二 山梨県准看護師試験	個人情報取扱事務の名称	一資格試験、入学試験等	十三 山梨県職員(任期付十三 山梨県職員(任期付出、選考採用試験農政)選考採用試験
科目別得点及び総合得点	分野別得点		同同
同月間	日から一から一から一から一から		。 高 。 の ら の の の <td< td=""></td<>
課 保健部 医務 推進課 務	保健部健康問覧場所		課 部 山 農 政 農 総 農 務 政

十三

技能検定試験

試験の試験項目別得点及び 学科試験の得点並びに実技

同

山梨県産業

労働部労政

人材育成課

合計得点

Щ

十一	十	九験	八	七	六	五.	四	三
狩猟免許試験	試験専門学校農林大学校入	砂利採取業務主任者試	採石業務管理者試験	調理師試験	毒物劇物取扱者試験	登録販売者試験	製菓衛生師試験	クリーニング師試験
適否 過否	総合得点(口述試験を除く	司	司	同	科目別得点及び総合得点	点 試験項目別得点及び総合得	同	同
一か月間 一か月間	同	同	同	同	同	同	同	同
生推進課 ・エネルギ 山梨県環境	大学校 梨県立農林 中門学校山	同	課 部森林整備 婚	増進課 保健部健 康	同	同	同	薬務課 保健部衛生
	一 狩猟免許試験 科目別得点及び適性試験の 提供を開始 山	専門学校農林大学校入 総合得点 (口述試験を除く 同学試験 適否 可る日から である では では では では では できま でき	砂利採取業務主任者試 同 同	採石業務管理者試験 同		市場 市場 市場 市場 市場 市場 市場 市場	登録販売者試験 点 日 日 日 日 日 日 日 日 日	製菓衛生師試験 同 日 日 日 日 日 日 日 日 日

十七 十六 十五 十四四 十八 家畜受精卵移植講習 | 科目別得点及び平均点 十九 家畜人工授精師講習 学試験 期大学校入学検定試験 会修業試験 会修業試験 に限る。) 入校選考試験(普通課程 附 宝石美術専門学校入 峡南高等技術専門校 山梨県立産業技術短 職業訓練指導員試験 | 科目別得点 則 科目別得点及び総合得点(同 |総合得点及び総合順位 及び順位 試験種目別得点、 の合否 学力試験)並びに面接試験 総合得点

月間

専門校

目から一か 合格発表の

南高等技術

|山梨県立峡

間

同

部畜産課 山梨県農政

同

同

合否通知を

山梨県立産

学校

同

山梨県立宝

石美術専門

同

同

発送した日

業技術短期

から一か月

大学校

(施行期日)

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

称等の廃止) (口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名 口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の

名称等(平成十七年山梨県告示第二百一号の二)は、廃止する。

八〇

山梨県告示第百十一号

とおり関係書類を縦覧に供する。平野土地改良区から認可申請のあった平野地区の換地計画を適当と決定したので、次の平野土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第五十二条の二第一項の規定により、

る。
なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができ

令和五年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太

郎

一 縦覧書類 換地計画書の写し

二 縦覧期間 この公告の日から令和五年四月二十七日まで

三 縦覧場所 山中湖村役場

四 異議申出期間 この公告の日から令和五年五月十二日まで

山梨県告示第百十二号

令和五年三月三十日示第百十五号の二)の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から適用する。「如梨県屋外広告物条例の規定による禁止地域及び許可地域の指定(平成四年山梨県告

山梨県知事 長 崎 幸太郎

室」に改める。 一四中「山梨県県土整備部景観づくり推進室」を「山梨県県土整備部景観まちづくり

山梨県告示第百十三号

し、令和五年四月一日から適用する。 歴史文化公園の指定(平成二十二年山梨県告示第百十号)の一部を次のように改正

令和五年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

室」に改める。 一中「山梨県県土整備部景観づくり推進室」を「山梨県県土整備部景観まちづくり

山梨県告示第百十四号

する。

立る。

立る。

立る。

では、この告示の日から令和五年四月二十日まで一般の縦覧に供

いるでは、ので域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建

の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建

の区域を変更する。

Щ

梨県

公報

第三百六十五号

令和五年三月三十日

令和五年三月三十日

山梨県知事 長

崎

幸

太郎

道路の種類 県道

路線名 青木ヶ原船津線

三 道路の区域

区間	の旧別新		敷地の幅員
番一地先まで 「「大学」では、「大学」が、「大学」では、「大学」では、「大学」では、「大学」では、「大学」では、「大学」では、「大学」では、「大学」では、「ない、「ない、「ない、「ない、「ない、「ない、「ない、「ない、「ない、「ない	IΞ	七・四~五九・六	五七二七.五
番一地先まで 「「大学」では、「大学」が、「大学」では、「大学」では、「大学」では、「大学」では、「大学」では、「ない、「ない、「ない、「ない、「ない、「ない、「ないいい、「ない、「ない、「	新	七・四~五九・六	五七二七.五
七番三地先まで 一本番田地先まで 一本番田地先から 一本番田地先から 一本番田地先から	新	九 . 二 . 二 . 5	一〇七四・八

山梨県告示第百十五号

令和五年三月三十日が映北支所において、この告示の日から令和五年四月二十日まで一般の縦覧に供する。所峡北支所において、この告示の日から令和五年四月二十日まで一般の縦覧に供する。路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道

山梨県知事 長 崎 幸太

郎

種類	道路
類	路の
	路線名
	区間
(メートル)	延長
期日	供用開始の

Щ

			県道	
			甘利山公園線	
三三六番一地先まで	韮崎市大草町若尾字高芝原一	三五三番一地先から	韮崎市大草町若尾字高芝原一	
		月三十日	令和五年三	
十点		九点		
	一地先まで	三六番一地先まで	TA番 地先まで	

条第一項の規定により は利山公園 県道 甘利山公園 日利山公園	, る 線	第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四製県告示第百十六号 三三六番一地先まで 三三六番一地先まで 三三六番一地先まで コール	# I I	月三十日 月三十日 第三十七号)第三		十 十 十 九 八 二 一 点 点 点 点 点	東経一三八度二八分三七秒七〇五八東経一三八度二八分三八秒七七〇九 東経一三八度二八分三八秒七五八〇 東経一三八度二八分三八秒七五八〇 北緯三五度四〇分二八秒七四三二 東経一三八度二八分三八秒九三七五 北緯三五度四〇分二八秒九三八五 北緯三五度四〇分二八秒八三五三 北緯三五度四〇分二八秒九三八五	
は、山梨県県土条第一項の規	令和五年三月三十日山梨県県土整備部砂陸一項の規定により、	令和五年三月三十日山梨県県土整備部砂防課及び中北建設事務所峡北支所に備え置いて縦覧に供する。山梨県県土整備部砂防課及び中北建設事務所峡北支所に備え置いて縦覧に供する。その関係図画で現の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図画	気に備え置いて縦域に指定する。	覧に供する。		十三点	東経一三八度二八分三七秒六二七一北緯三五度四○分二八秒八四九二東経一三八度二八分三七秒七○五八	
子 新 丑 全	- 三 月 三 十	山梨県知事	長崎	幸太郎		十四点	東経一三八度二八分三七沙○六七二北緯三五度四○分二八秒九六九三年経一三八度二八分三七秒六二七一	
壊危険区域	点から四十山梨県韮崎	点から四十一点までを順次結んだ線及び一点と四十一点を結んだ線に山梨県韮崎市龍岡町下條南割字御座田の区域内の土地のうち、次の一	び一点と四十一点を結りの区域内の土地のうち、	結んだ線に		十五点	東経一三八度二八分三六秒六一二三北緯三五度四○分二九秒○六五九	
	囲まれた土地の区域	上地の区域				十六点	東経一三八度二八分三六秒四五一〇 北緯三五度四〇分二九秒〇三〇四	
	番号	座標				十七点	東経一三八度二八分三五秒六六三七 東経一三八度二八分三五秒六六三七	
越 道 の 2	点	東経一三八度二八分四一秒六二二八北緯三五度四〇分二六秒一一六四	二四八			十八点	東経一三八度二八分三五秒四五五二 北緯三五度四〇分二九秒一二七三	
	二点	東経一三八度二八分四一秒一七九北緯三五度四〇分二六秒一〇八六	七九二			十九点	東経一三八度二八分三五秒四〇三九 東経一三八度二八分二九秒〇〇四〇	
	三点	東経一三八度二八分四〇秒九〇四北緯三五度四〇分二七秒一三〇九	〇 四 九 五			二十点	東経一三八度二八分三五秒三八八二北緯三五度四〇分二八秒九六八四	
	点	東経一三八度二八分四〇秒九五八北緒三五度四〇分二七秒五四八八	五八八三					
	五点	東経一三八度二八分四〇秒八三六六北緯三五度四〇分二七秒八八〇二	六六			二十二点	東経一三八度二八分三二秒七八三二、北緯三五度四○分三○秒二五三一	
	七六点点	三八度二八分四五度四○分二八三八度二八分四八分二八	- 二 七 六			二十三点	更北東北 経緯経緯	
		東経一三八度二八分四○秒○五一七	七		_		東経一三八度二八分三二秒三三四一	

四十点 四十一点 三十点 三十九点 三十四点 二十五点 三十六点 三十五点 三十三点 三十二点 三十一点 二十九点 二十六点 二十八点 二十七点 一十八点 |北緯三五度四〇分二九秒一三一五 |北緯三五度四〇分二九秒二七一〇 |北緯三五度四〇分二九秒四〇八二 北緯三五度四○分二九秒五○八七 |北緯三五度四〇分二九秒四五六六 | 北緯三五度四〇分二九秒五九一四 |北緯三五度四〇分二九秒六〇〇三 |北緯三五度四〇分二九秒六四一二 |北緯三五度四〇分二九秒六二九| |北緯三五度四〇分二九秒六五四一 |北緯三五度四〇分二九秒六八八四 |北緯三五度四〇分二九秒六九七五 |北緯三五度四〇分三〇秒四二〇八 北緯三五度四〇分二七秒七四七八 北緯三五度四〇分二九秒〇七〇二 北緯三五度四〇分二九秒五二一〇 東経一三八度二八分四〇秒七七二三 東経一三八度二八分四〇秒五〇八八 東経一三八度二八分四〇秒一四〇四 東経一三八度二八分三九秒九〇三六 東経一三八度二八分三九秒六八七五 東経一三八度二八分三九秒四五八四 東経一三八度二八分三九秒一五八四 東経一三八度二八分三八秒九八四〇 東経一三八度二八分三八秒七五八〇 東経一三八度二八分三八秒五五六九 北緯三五度四○分二九秒六二八四 東経一三八度二八分三八秒二二二二 東経一三八度二八分三八秒一三八一 東経一三八度二八分三四秒六四二九 東経一三八度二八分四一秒一四四四 東経一三八度二八分三八秒三一六八 東経一三八度二八分三八秒一五三八 三八度二八分四一秒五五四

山梨県告示第百十七号

の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、 (峡北支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路 山梨県中北建設事務所

令和五年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸

太

郎

- 指定の年月日 令和五年三月二十二日
- 二 指定道路の位置 九百二十八番九 南アルプス市在家塚字細道九百二十七番四、九百二十八番四及び
- 兀 指定道路の幅員 最大四・〇一メートル 最小四・〇〇メートル

指定道路の延長 百三・六二メートル

公 告

県政功績者

は、次のとおりである。 山梨県表彰規則(昭和二十七年山梨県規則第十二号)に基づく令和四年度県政功績者

令和五年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸

太

郎

特別功績	功績分野
島田 眞路	氏
	名
中央市	住
	所

落札者の決定について

本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものであ 年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日 で作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四 次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、二千十二年三月三十日ジュネーブ

令和五年三月三十日

山梨県知事

長

崎

幸

太

郎

山

落札に係る物品等

- 名称 50KVA-UPS賃貸借
- (____)
- 二 契約に関する事務を担当する所属
- 名称 山梨県総務部情報政策課
- 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日 令和五年三月二十二日

- 名称 NECキャピタルソリューション株式会社
- 住所 東京都港区港南二丁目十五番
- 落札金額 三千八百七十万二千四百円
- 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- よる公告を行った日 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に 令和五年二月九日

一般競争入札について

四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、 日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るもので ブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十 次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、二千十二年三月三十日ジュネー 経済上の連携に関する

令和五年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

一般競争入札に付する事項

- 調達をする借入物品等の名称及び数量
- 名称 メールシステム機器等

数量 一式

- 2 調達をする借入物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。
- 3 借入期間 令和六年一月一日から令和十年十二月三十一日まで
- 納入場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁北別館四階情報政策課
- 二 事務を担当する所属 山梨県総務部情報政策課
- 三 一般競争入札の参加資格 次のいずれにも該当しない者であること。ただし、この 公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止

のない者とみなす。 等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、 参加資格

- 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項各号の
- 1 いずれかに該当する者
- 2 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させない こととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していないもの 一条第六号に規定する暴力団員 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第 (以下「暴力団員」という。) 又は法人であって、

3

に該当する者を除く。) 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は

その役員が暴力団員であるもの(地方自治法施行令第百六十七条の四第一項第三号

- た者を除く。 されている者(これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受け 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立てがな
- 5 営業に関し許可、 認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
- 6 んでいない者 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営

四 一般競争入札の参加資格の審査

- 1 休日」という。)を除く。 の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日 申請の時期 この公告の日の翌日から令和五年四月二十一日(金)まで 。 以 下 (山梨県 「県の
- 2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで
- 3 申請書の提出方法
 次に掲げる場所に持参し、又は郵送すること。 郵便番号四○○−八五○一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県総務部情報

Ŧi. 入札手続等

1 の日(県の休日を除く。)の午前九時から午後五時まで、四3に掲げる場所におい 契約条項を示す場所等 この公告の日の翌日から令和五年四月十四日 金) まで

て一般の縦覧に供する。なお、本件に係る入札説明会は実施しない。

2 入札説明書の交付方法 この公告の日の翌日から令和五年四月十四日(金)まで の日(県の休日を除く。)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時ま 四3に掲げる場所において直接交付する。なお、 事前に六8三の問合せ先に電話連絡すること。 入札説明書の交付を希望する

- * 入札及び開札の日時及び場所
- 日時 令和五年五月十二日(金)午前十時
- ルーム

 「場所」山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁北別館四階マルチメディア
- 五時までに到着するよう送付すること。の内一丁目六番一号山梨県総務部情報政策課宛てに令和五年五月十一日(木)午後5 郵送による入札書の提出先及び期限 郵便番号四○○-八五○一山梨県甲府市丸
- 6 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。
- 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。
- 二 この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。
- いとき。
 三 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難
- で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。「規則」という。)第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内7 落札者の決定方法 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下

六 その他

- 1 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 一 言語 日本語
- □ 通貨 日本国通貨
- 2 入札保証金 規則第百八条の二第二号の規定により、免除する。
- 除する。
 めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免る、契約保証金、契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納る。
- 4 違約金の有無 有
- 5 最低制限価格の有無 無
- 6 前払金の有無 無
- 7 契約書作成の要否 要
- 8 その他
- 場合は、契約を締結しない。この場合において、県は、損害賠償の責めを負わな□ 落札者が契約締結までの間に三1から6までのいずれかに該当する者となった

いものとする。

- 詳細は、入札説明書による。
- 〕 問合せ先 山梨県総務部情報政策課(電話○五五-二二三-一四一九)

Summary

- Nature and amount of services required: Equipment for e-mail System 1 set
- Date and time for tender: 10:00AM May 12, 2023

ယ

Bureau in charge: Information Policy Division, General Affairs Department, Yamanashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501 Japan TEL 055-223-1419

一般競争入札について

日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るもので四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、二千十二年三月三十日ジュネー次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、二千十二年三月三十日ジュネー

令和五年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太

郎

- 一一般競争入札に付する事項
- 調達をする借入物品等の名称及び数量
- 名称 メール配送システム機器等
- 二 数量 一式
- 2 調達をする借入物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。
- 3 借入期間 令和六年一月一日から令和十年十二月三十一日まで
- 一 事務を担当する所属 山梨県総務部情報政策課4 納入場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁北別館四階情報政策課
- のない者とみなす。 等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格 等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格 公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止三 一般競争入札の参加資格 次のいずれにも該当しない者であること。ただし、この三
- いずれかに該当する者・地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項各号の
- こととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していないもの2 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させない

Щ

梨県公

報

- 3 に該当する者を除く。) その役員が暴力団員であるもの(地方自治法施行令第百六十七条の四第一項第三号 一条第六号に規定する暴力団員 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (以下「暴力団員」という。) 又は法人であって、 (平成三年法律第七十七号) 第
- されている者(これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受け 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立てがな 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は
- 5 営業に関し許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
- 6 んでいない者 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営

一般競争入札の参加資格の審査

- 休日」という。)を除く。) の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日 申請の時期 この公告の日の翌日から令和五年四月二十一日(金)まで(山梨県 以 下 「県の
- 2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3

申請書の提出方法 郵便番号四〇〇-八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県総務部情報 次に掲げる場所に持参し、又は郵送すること。

Ŧ. 入札手続等

- て一般の縦覧に供する。なお、本件に係る入札説明会は実施しない。 の日(県の休日を除く。)の午前九時から午後五時まで、四3に掲げる場所におい 契約条項を示す場所等 この公告の日の翌日から令和五年四月十四日 (金) まで
- 者は、事前に六8回の問合せ先に電話連絡すること。 の日(県の休日を除く。)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時ま 入札説明書の交付方法 この公告の日の翌日から令和五年四月十四日 四3に掲げる場所において直接交付する。なお、 入札説明書の交付を希望する (金) まで
- 3 札の参加資格の確認を受けること。 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入
- 入札及び開札の日時及び場所
- 日時 令和五年五月十二日(金)午後一時三十分
- 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁北別館四階マルチメディア

- 5 五時までに到着するよう送付すること。 の内一丁目六番一号山梨県総務部情報政策課宛てに令和五年五月十一日(木)午後 郵送による入札書の提出先及び期限 郵便番号四〇〇-八五〇一山梨県甲府市丸
- 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。
- 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき
- この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。
- いとき。 入札書の金額、 氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難
- に違反したとき。 ○から□までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件
- 7 で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。 「規則」という。)第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内 落札者の決定方法 山梨県財務規則 (昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下

その他

- 1 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 言語 日本語
- 通貨 日本国通貨
- 2 入札保証金 規則第百八条の二第二号の規定により、免除する。
- 3 めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納
- 違約金の有無 有

除する。

- 5 最低制限価格の有無 無
- 6 前払金の有無
- 7 契約書作成の要否

8 その他

- 場合は、契約を締結しない。この場合において、県は、損害賠償の責めを負わな いものとする。 落札者が契約締結までの間に三1から6までのいずれかに該当する者となった
- 詳細は、入札説明書による。
- 問合せ先 山梨県総務部情報政策課(電話〇五五-二二三-一四一九)

Summary

set

1 Nature and amount of services required: Equipment for e-mail Delivery System

- 2 Date and time for tender: 1:30PM May 12, 2023
- w 400-8501 Japan TEL 055-223-1419 Yamanashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi Bureau in charge: Information Policy Division, General Affairs Department,

一般競争入札について

日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るもので 四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する ブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十 次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、二千十二年三月三十日ジュネー

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

一般競争入札に付する事項

- 調達をする借入物品等の名称及び数量
- 名称 パソコン機器等
- 数量
- 2 調達をする借入物品等の仕様等
 入札説明書で定める内容等であること。
- 3 借入期間 令和六年三月一日から令和十年二月二十九日まで
- 納入場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁北別館四階情報政策課
- 三 一般競争入札の参加資格 次のいずれにも該当しない者であること。ただし、この 二 事務を担当する所属 山梨県総務部情報政策課
- 等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、 のない者とみなす。 公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止 参加資格
- 1 いずれかに該当する者 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項各号の
- 3 2 こととされた者であって、 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させない 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第 同項の規定により定められた期間を経過していないもの
- その役員が暴力団員であるもの(地方自治法施行令第百六十七条の四第一項第三号 一条第六号に規定する暴力団員 (以下「暴力団員」という。) 又は法人であって、
- (平成十四年法律第百五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は

- た者を除く。) されている者(これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受け 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立てがな
- 5 営業に関し許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
- 6 んでいない者 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営

兀 一般競争入札の参加資格の審査

- 1 休日」という。)を除く。) の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下 申請の時期 この公告の日の翌日から令和五年四月二十五日 (火) まで (山梨県 「県の
- 2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで
- 3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参し、又は郵送すること。 郵便番号四〇〇-八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県総務部情報

Ŧi.

入札手続等

- 1 て一般の縦覧に供する。なお、本件に係る入札説明会は実施しない。 の日(県の休日を除く。)の午前九時から午後五時まで、四3に掲げる場所におい 契約条項を示す場所等。この公告の日の翌日から令和五年四月十四日(金)まで
- 2 入札説明書の交付方法 この公告の日の翌日から令和五年四月十四日(金)まで 者は、事前に六8回の問合せ先に電話連絡すること。 で、四3に掲げる場所において直接交付する。なお、入札説明書の交付を希望する の日(県の休日を除く。)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時ま
- 3 一般競争入札の参加資格の確認 札の参加資格の確認を受けること。 入札説明書で定めるところにより、一般競争入
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- 日時 令和五年五月十日(水)午前十時
- 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁北別館四階マルチメディア
- 5 時までに到着するよう送付すること。 の内一丁目六番一号山梨県総務部情報政策課宛てに令和五年五月九日(火)午後五 郵送による入札書の提出先及び期限 郵便番号四○○−八五○一山梨県甲府市丸
- 6 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。
- $(\underline{\hspace{1cm}})$ $(\underline{\hspace{1cm}})$ 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき
- この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。

Щ

Щ

いとき。()、八札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難

に違反したとき。 四 一から三までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件

「規則」という。)第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内7 落札者の決定方法 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下

で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

六 その他

契約の手続において使用する言語及び通貨

一 言語 日本語

〕 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 規則第百八条の二第二号の規定により、免除する。

除する。

| 除する。
| 飲する。
| 対対を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納る。
| 契約保証金を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納る。

4 違約金の有無 有

最低制限価格の有無 無

5

6 前払金の有無 無

契約書作成の要否 要

7

8 その他

いものとする。場合は、契約を締結しない。この場合において、県は、損害賠償の責めを負わな「一落札者が契約締結までの間に三1から6までのいずれかに該当する者となった

□ 詳細は、入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県総務部情報政策課(電話○五五-二二三-一四一九)

% Summary

1 Nature and amount of services required: Computer equipment 1 set

Date and time for tender: 10:00AM May 10, 2023

3 Bureau in charge: Information Policy Division, General Affairs Department, Yamanashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi

400-8501 Japan TEL 055-223-1419

清算人の就任

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第六十八条第四項において準用する同

任の届出があった。 法第十八条第十七項の規定により、解散した塩川土地改良区から次のとおり清算人の就

令和五年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸 太

郎

清算人氏名	住所	就任年月日
藤森 儀文	韮崎市穴山町千七百三番地	令和五年三月六日
尾林 久常	韮崎市穴山町十二番地一	同
嶋津祭男	韮崎市穴山町五千八十番地	同
伊藤文義	韮崎市穴山町三千三百八十七番地一	同
保阪正昭	韮崎市中田町中条四千三百二十三番地	同
小川龍馬	韮崎市中田町中条千三百四十二番地一	同
古屋一光	韮崎市中田町小田川二番地	同
上野公	韮崎市藤井町駒井千百三十七番地一	同
藤原章雄	韮崎市藤井町駒井二千八百六十二番地二	同
小泉泰夫	韮崎市藤井町駒井二千六百七十一番地	同

基本測量の終了

により公示する。長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同条第三項の規定長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により国土地理院の測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により国土地理院の

令和五年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 測量の種類 基本測量 (GNSS測量)
- 市及び甲州市 測量の地域 甲府市、 山梨市、 大月市、 韮崎市、 北杜市、甲斐市、笛吹市、 上野原
- 三 測量の期間 令和四年十月十七日から令和五年二月二十八日まで

公共測量の実施

を受けたので、 第一項の規定により富士・東部建設事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条 同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示

令和五年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸 太郎

- 測量の種類 公共測量(航空レーザ測)
- 測量の地域 富士吉田市並びに南都留郡山中湖村、鳴沢村及び富士河口湖町
- 三 測量の期間 令和五年三月一日から令和五年十二月二十二日まで

公共測量の終了

を受けたので、 第二項の規定により中北建設事務所から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条 同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示

令和五年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸 太郎

- 測量の種類 公共測量(航空レーザ測量)
- 測量の地域 甲府市古関町地内外
- \equiv 測量の期間 令和四年十月六日から令和五年三月十五日まで
- 都市計画法 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について (昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

令和五年三月三十日

に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

山梨県知事 長 崎 幸 太郎

百十八番四及び九百二十六番三の区域 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 都留市田原四丁目九百五番三の一部、 九

> 公共施設の種類、 位置及び区域

務所に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を都留市役所及び富士・ 東部建設事

開発許可を受けた者の住所及び氏名 堀内 山梨県都留市上谷一丁目一番一号 都留市長

三

公安委員会

山梨県公安委員会規則第四号

規則を次のように定める。 山梨県警察行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する

令和五年三月三十日

山梨県公安委員会

委員長 髙 橋

する規則 山梨県警察行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正

県公安委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。 山梨県警察行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則 (平成十七年山梨

第八条を第九条とし、 第四条から第七条までを一条ずつ繰り下げ、第三条の次に次の

条を加える。

(情報通信技術による手数料の納付の方法等

第四条 者(同法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。)に手数 料の納付を委託して納付する方法とする。 (昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の二の規定により指定納付受託 情報通信技術利用条例第三条第五項前段の規則で定めるものは、地方自治法

2 段に規定する電子情報処理組織に障害が発生したことその他の事情により前項の規定 料を納付しようとする者に到達した日から七日を経過する日とする。ただし、同項前 による手数料の納付が困難であると公安委員会が認める場合は、この限りでない。 情報通信技術利用条例第三条第五項後段の規則で定める期限は、納入の通知が手数

Щ

Ш

附 則

この規則は、 令和五年四月一日から施行する。

山梨県公安委員会規則第五号

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。 令和五年三月三十日

山梨県公安委員会

員長 髙 橋 英 尚

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

のように改正する。 山梨県道路交通法施行細則(昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号)の一部を次

目次中「第三章 運転者の遵守事項(第十条)」を「第三章 特定自動運行の許可等 運転者の遵守事項(第

(第十条の二~第十条の六)」に、 「第四章」を「第五章」に、 「第五章」を「第六章

章」に改める。 に、「第六章」を「第七章」に、 「第七章」を「第八章」に、 「第八章」を「第九

第五条の六の次に次の一条を加える。

(遠隔操作による通行の届出)

第五条の七 法第十五条の三第一項の規定による遠隔操作による通行の届出は、別記様 様とする。 委員会に提出しなければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、 式第七の二の届出書二通に、施行規則第五条の四第三項に定める書類を添付して公安 同

第八章を第九章とする。

記様式第二十八」に、「別記様式第二十九号」を「別記様式第二十九」に改め、同条第 三項中「「自動車の使用者」を「「使用者」に改める。 第二十五条第一項中「選任」を「選任及び解任」に、「別記様式第二十八号」を「別

第一項」に改める。 第二十六条第二項中「選任」を「選任及び解任」に、「第二十四条第一項」を「前条

を「あっては」に、 第二十七条中「解任は」を「解任は、別に定める基準により行い」に、「あつては」 「別記様式第三十三」を「別記様式第三十二の二」に改める。

第二十七条の次に次の一条を加える

(是正措置命令)

第二十七条の二 法第七十四条の三第八項の規定により公安委員会が是正のために必要 な措置をとるべきことを命ずるときは、別に定める基準により行い、是正措置命令書 (別記様式第三十三)を交付して行うものとする。

記様式第三十四)」に、 める」に、「別記様式第三十四報告・資料提出命令書」を 第二十八条の見出しを「(報告又は資料の提出)」に改め、同条中「命ずる」を 「行なう」を「行う」に改める。 「報告・資料提出要求書 (別 求

第七章を第八章とし、第六章を第七章とし、第五章を第六章とし、第四章を第五章と

第三章の次に次の一章を加える。

(特定自動運行の許可の申請等

第四章

特定自動運行の許可等

第十条の二 法第七十五条の十二第一項の規定により、特定自動運行の許可を受けよう とする者は、別記様式第十の二の申請書二通に、施行規則第九条の二十一第一項に定

2 を交付するものとする。 公安委員会は、前項の申請に基づき許可をしたときは、別記様式第十の三の許可証

める書類を添付して公安委員会に提出しなければならない。

(許可証の再交付)

第十条の三 前条の規定により特定自動運行の許可を受けた者(以下「特定自動運行実 様式第十の四の再交付申請書(汚損又は破損したときは、 施者」という。)は、許可証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、 る。)により、公安委員会に許可証の再交付を申請することができる。 許可証を添えるものとす 、別記

(許可事項の変更)

第十条の四 特定自動運行実施者は、法第七十五条の十六第一項の規定により特定自動 運行計画を変更しようとするときは、別記様式第十の五の申請書二通を公安委員会に して公安委員会に提出しなければならない。 特定自動運行に係る許可証に、施行規則第九条の二十五第二項に規定する書類を添付 画の軽微な変更をしようとするときは、別記様式第十の六の変更届出書二通及び当該 提出しなければならない。ただし、施行規則第九条の二十四で定める特定自動運行計

- 2 別記様式第十の三の許可証を再交付するものとする。 し、その旨を通知するとともに、当該特定自動運行に係る許可証を返納させた上で、 公安委員会は、前項の申請に基づき許可をしたときは、特定自動運行実施者に対
- 3 必要があると認めるときは、当該許可証を書き換えるものとする。 公安委員会は、法第七十五条の十六第三項又は第四項の届出があった場合において

別記様式第7の2 (第5条の7関係)

	遠隔操作型小型単使用届出書(新規・変)	更)			
			年	月	日
山梨県公安委員会	殿				
	届出者				
道路交通法第15条6)3第1項の規定により次のとおり届出をし	ます。			
	〒 −				
使 用 者					
	電話	()	_	番
通 行 場 所					
遠隔操作を行う	〒 −				
場所					
	電話	()		番
遠隔操作のための					
体 制					
運 送 さ れ る	χ .		物		
人又は物の別	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		199		
人又は物の					
運送の方法					
非常停止装置の					
位置及び形状					
遠隔操作型小型車の					
大き さ					
原動機の種類					
構造上出すことが					
できる最高の速度					

- 備考 1 使用者の欄には、遠隔操作型小型車の使用者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名を記載すること。
 - 2 通行場所の欄には、遠隔操作型小型車を遠隔操作により通行させようとする場所を記載 すること。
 - 3 遠隔操作を行う場所の欄には、遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う場所の所在地及び連絡先を記載すること。
 - 4 遠隔操作のための体制の欄には、遠隔操作のための装置、人員その他の体制について必要な事項を記載すること。
 - 5 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 6 届出をした事項を変更するときは、変更があった事項に関してのみ記載すること。
 - 7 不要の文字は、横線で消すこと。
 - 8 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

令和五年三月三十日	第三百六十五号	山梨県公報
న్ _°	別記様式第十の次に次の七様式を加える。	別記様式第十の次

Ш

別詞	記様式	第1	0の2	2(第	510条	きの2個	関係)																	
								特	定	自	動	運	行	許	町	申	請	書						
																	年		月		E	∄		
	Ц	1 3	찬	県	公	安	委	員	Ê	Ž.	殿	ŧ												
														申請	者(カ氏	:名]	えは 4	呂称為	叉び′	住所			
	<i>-</i> ₹-		Ŋ	カ ⁱ		な	Т																	
	践	百		は	石	查少	+																	_
	住					所																		
	江					771							電	솶	()			_		番		
	<i>-</i> ₹-		Ŋ	か	\$	な		狭	: /		に	あ		て	は				役	員	の	住		
.				 って				140	. /	`	7.=	~/	-	Ĭ	10	`			1.4	-		1	771	
				Ø																				
	代																							-
	表																							
	者																							

特定自動運行計画

の概要

- 備考 1 特定自動運行計画の概要の欄の記述の末尾に「(特定自動運行計画の詳細は別紙による。)」 と記載し、道路交通法第75条の12第2項第2号イから二までに掲げる事項を記載した 特定自動運行計画を添付すること。
 - 2 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第10の3 (第10条の2、第10条の4関係)

第

뮹

特定自動運行(変更)許可証

氏名又は名称

特定自動運行計画の概要

特定自動運行を行うことを許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条 件

> 年 月 日 山梨県公安委員会 ĒĪ,

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

Ш 梨

						特	定目	動連行	許可証真	事交付	申請書					
山	梨	! 県	公公	安	委	員	会	熈			年		月		日	
									申	請者の	氏名又	は名	称及ǐ	が住所	沂	
許	町	証	番	뮺												
許	町	年	月	Ħ												
特気の概		動運	行計	`画												
再交	き付	申請	の理	!由												

- と記載し、道路交通法第75条の12第2項第2号イからニまでに掲げる事項を記載した 特定自動運行計画を添付すること。
 - 2 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第10の5(第10条の4関係)
------------	-----------

特定自動運行計画変更許可申請書 年 月 目 山梨県公安委員会 殿 申請者の氏名又は名称及び住所 許可証番号 許可年月日 変更の内容 変更の理由

- 備考 1 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 2 変更の内容及び理由を明らかにするために参考となる資料がある場合には、これを添付 すること。
 - 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

Ш

別記様式第10の6 (第10条の4関係)

特定自動運行許可申請書記載事項変更届出書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

届出者の氏名又は名称及び住所

許 可証 番 号	
許可年月日	
変更の内容	

- 備考 1 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第10の7	(第10条	の5関係)

消 通知書 止 特定自動運行許可

下記の理由により、特定自動運行の許可_{のオイツ} 日

から 日間停止した

年 月 日 盯 山梨県公安委員会

住 所	fi	
氏名又は名称	ት	
許可証番号	⋣	
理	自	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算 して3か月以内に、山梨県公安委員会(山梨県警察本部交通企画課経由)に対して 審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過す ると審査請求をすることができなくなります。)。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山梨県を被告として(訴訟において山梨県を代表する者は山梨県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

仮停止処分通知書

下記の理由により、特定自動運行の許可の効力を 年 月 日から 年 月 日まで仮停止したので通知します。

なお、この処分については、処分を受けた日から起算して5日以内に、 本職に対し、弁明をすることができます。また、弁明は、代理人をもって 行うことができ、弁明の際には有利な証拠を提出することができます。

年 月 日警察署長 師

住 所	
氏名又は名称	
計 り 証 番 专	
理由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

- この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算 して3か月以内に、山梨県公安委員会(山梨県警察本部交通企画課経由)に対して 審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日か ら起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過す ると審査請求をすることができなくなります。)。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か 月以内に、山梨県を被告として(訴訟において山梨県を代表する者は山梨県公安委 員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この 処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分 の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することがで きなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に 対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消 しの訴えを提起することができます(なお、この場合においても、当該審査請求に 対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起す ることができなくなります。)。

令和五年三月三十日	第三百六十五号	山梨県公報
0	別記様式第三十二を次のように改める。	別記様式第三十二

別記様式第32 (第27条関係)

梨公委(交企企)発第 号

安全運転管理者解任命令書

住所

氏名又は名称

殿

あなたが安全運転管理者として選任した下記の者について、次のとおり道路 交通法第74条の3第6項の規定により解任するよう命じます。

記

1 安全運転管理者の氏名、生年月日

年 月 日

2 選任年月日

年 月 日

3 解任を命ずる理由

年 月 日

山梨県公安委員会 即

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山梨県公安委員会(山梨県警察本部交通企画課経由)に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6 か月以内に、山梨県を被告として(訴訟において山梨県を代表する者は山梨県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

山 梨 県 公 報 第三百六十五号 令和五年三月三十日	二〇六
別記様式第三十二の次に次の一様式を加える。	

加記様式・売3202 (場//条 膜/)金	別記様式第32の2	(第27条関係)
------------------------------	-----------	----------

梨公委(交企企)発第 号

副安全運転管理者解任命令書

住所

氏名又は名称

殿

あなたが副安全運転管理者として選任した下記の者について、次のとおり道路 交通法第74条の3第6項の規定により解任するよう命じます。

記

1 副安全運転管理者の氏名、生年月日

年 月 日

2 選任年月日

年 月 日

3 解任を命ずる理由

年 月 日

山梨県公安委員会 即

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山梨県公安委員会(山梨県警察本部交通企画課経由)に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山梨県を被告として(訴訟において山梨県を代表する者は山梨県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

二〇九	令和五年三月三十日	第三百六十五号	山梨県公報
	0	別記様式第三十三を次のように改める。	別記様式第三十三寸

別記様式第33 (第27条の2関係)

梨公委(交企企)発第

뮦

是正措置命令書

住所

氏名又は名称

殿

道路交通法第74条の3第8項の規定により、自動車の安全な運転を確保する ための是正措置を下記のとおり命じます。

記

- 1 措置の内容
- 2 措置の理由
 - ・道路交通法第74条の3第2項の業務を行うための必要な権限を与えてない。
 - ・道路交通法第74条の3第2項の業務を行うための必要な機材を整備してない。

日 年 月

> 印 山梨県公安委員会

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算 して3か月以内に、山梨県公安委員会(山梨県警察本部交通企画課経由)に対して 審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過す ると審査請求をすることができなくなります。)。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か 月以内に、山梨県を被告として(訴訟において山梨県を代表する者は山梨県公安委 員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この 処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分 の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に 対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消 しの訴えを提起することができます(なお、この場合においても、当該審査請求に 対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

別記様式第三十四を次のように改める。	山 梨 県 公 報 第三百六十五号
める。	
	令和五年三月三十日

別記様式第34	(第28条関係)
---------	----------

梨公委(交企企)発第 号

報告 資料提出

住所

氏名又は名称

殿

自動車の安全な運転に必要な業務の推進を図るため、道路交通法第75条の2の2 第1項の規定により、下記のとおり報告・資料提出を求めます。

ਜ

1 報告又は資料の内容

に関する報告書 に関する資料

- 2 要求の理由
- 3 提出期限
- 4 提出場所

年 月 日

山梨県公安委員会 即

Щ

梨

山梨県警察本部長告示第十三号

称等を次のように定める。 簡易な手続により提供することができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の

令和五年三月三十日

の名称等簡易な手続により提供することができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務簡易な手続により提供することができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務的場合である。

個人情報取扱事務の名称及び記録項目、閲覧期間並びに閲覧場所を次のように定める。 条第一項の規定により、 山梨県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和四年山梨県条例第五十号)第十 簡易な手続により提供することができる保有個人情報に関する

二級の検定) 二級の検定) 第二条第一項各号に掲げる警備業務に係る一級及びる警備業務に係る一級及び軽に関係を開発を開発を開発を開発を関係を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	職員採用選考	警察官採用選考	個人情報取扱事務の名称
験総合得点及び科目別得点学科試験総合得点及び科目別得点	者に係るものに限る。) 者に表前においては、不合格者に係るものに限る。) 限る。) 限る。) 限る。) 限る。) は、不合格者に係るものにおいては、不合格者に係るものにおいては、不合格者においては、不合格のにおいて、不合格、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、) 合結果 に身体検査を に身体検査を に身体検査を に身体検査を に身体検査を に身体検査を に身体検査を に身体検査を に身体検査を に身体検査を に場と には、 ではる ではる のにては、 ではる のにては、 においては でいる を を を を のに において においては、 のに においては、 のに においては、 のに においては、 のに においては、 のに のに においては、 のに のに のに のに のに のに のに のに のに のに	記録項目
間日合格発表の 月の	司右	一し通終い合。か発合 月た知選で格たら送否 間日を考は者だ一し通 。か発結、にし月た知 ら送果最つ、間日を	閲覧期間
全全部型点。全全部是一个企业。全年的主义是一个企业。	同 右	警本山 務部梨 課警県 務警 部察	閲覧場所

	·						る九	務		名
_	験の一部免除確認) 無力によづく、運転免許試 所の一部免除確認) 無力十七条の二第 に基づく、運転免許試 が、運転免許試 が、運転免許試	運転免許再試験	運転免許限定解除審査	員等資格審查	運転免許試験	駐車監視員資格者認定考査	考査 料車監視員資格者講習修了	査) 講習会(初心者講習修了考 猟銃等講習会・クロスボウ	修了考査) 修可考査)	る。) を で の を で の で に で に で の で に で が の で に で が の で に で が の が の に に で が の が の に に で が の が の に に に が の が の に に に に が の が の に に に に
	学科の得点及び技能の得点	験の得点とび技能試学科試験の得点及び技能試	技能審査の得点	の得点及び面接審査の得点、技能審査	の得点及び技能検査の得点及び技能検査の得点及び技能検査の得点、	同右	得点	同右	同右	総合得点
_	同 右	同 右	同右	司右	同 右	同右	同右	司右	同右	同 右
	運本山 転部交 免 許通警 課部察	同右	同右	運転免許 本部交 許 部 察	。結転施教指及車型自、署署及運本山 果免し習定び試特転原の(び転部梨 に許た所自管験殊車動場各各免交県 限試仮で動轄結自・機合警警許通警 る験運実車内果動小付は察察課部察	同右	交通指 連 連 等 課 部 突 警 察 等 察 等 察 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等	同右	同右	同右

杏運
転免許
在
2分者:
神習 考
考査の得点
得点
同
右
 運本山
運転免許 非 事 等 等 等 等 等
課部察

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、 令和五年四月一日から施行する。
- 称等の廃止) (口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名
- 2 口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の 名称等(平成十八年山梨県警察本部長告示第十一号)は、廃止する。

7 0 他

山梨県議会訓令甲第一号

山梨県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程を次のように定める。 令和五年三月三十日

山梨県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程

山梨県議会議長

久保

田

松

幸

第一条 この規程は、山梨県議会の保有する個人情報の保護に関する条例 梨県条例第五十七号。以下「条例」という。 とする。)の施行に関し必要な事項を定めるもの (令和四年山

(用語)

第二条 この規程において使用する用語は、 条例において使用する用語の例による。

(個人識別符号)

第三条 条例第二条第二項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、 るものとする。 次に掲げ

- した文字、番号、記号その他の符号 保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換 次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確
- 細胞から採取されたデオキシリボ核酸 (別名DNA)を構成する塩基の配列
- よって定まる容貌 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、 鼻、 口その他の顔の部位の位置及び形状に
- 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

- 発声の際の声帯の振動、 声門の開閉並びに声道の形状及びその変化
- 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
- 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるそ
- 指紋又は掌紋
- 一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第三条第十一項に規定する保険者番号及 び同条第十二項に規定する被保険者等記号・番号
- 三 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第二条第十項に規定する保険者番号及 び同条第十一項に規定する被保険者等記号・番号
- Ŧī. 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第二条第五号に規 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)第六条第一項第一号の旅券の番号
- 一項第五号の在留カードの番号 定する旅券(日本国政府の発行したものを除く。)の番号及び同法第十九条の四第
- 規定する保険者番号及び加入者等記号・番号 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第四十五条第一項に
- 七 に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号) 第百十二条の二第 一項
- 八 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第百十一条の二第一項に規定 する保険者番号及び被保険者記号・番号
- 九 国民年金法 道路交通法 (昭和三十五年法律第百五号)第九十三条第一項第一号の免許証の番 (昭和三十四年法律第百四十一号)第十四条に規定する基礎年金番号
- 十四の二第一項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号 地方公務員等共済組合法 (昭和三十七年法律第百五十二号) 第百四十四条の二
- 十二 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七条第十三号に規定する住
- 十三 雇用保険法施行規則 民票コード (昭和五十年労働省令第三号)第十条第一項の雇用保険被
- 十四四 保険者証の被保険者番号 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第百六十一条
- の二第一項に規定する保険者番号及び被保険者番号
- 十五. 及び保険者番号 特例法(平成三年法律第七十一号)第八条第一項第三号の特別永住者証明書の番号 介護保険法 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する (平成九年法律第百二十三号)第十二条第三項の被保険者証の番号

Щ

梨

Щ

成二十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 爭

(要配慮個人情報)

- 第四条 条例第二条第三項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容 とする記述等(本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。)とする。
- 機能の障害があること。 次に掲げる身体障害、 知的障害、 精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の
- 身体障害者福祉法 (昭和二十四年法律第二百八十三号)別表に掲げる身体上の
- 知的障害者福祉法 (昭和三十五年法律第三十七号)にいう知的障害
- 項に規定する発達障害を含み、ロに掲げるものを除く。) にいう精神障害(発達障害者支援法(平成十六年法律第百六十七号)第二条第一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和二十五年法律第百二十三号)
- 程度であるもの 四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める 及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活
- 等」という。)により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(次号において「医師 (同号において 「健康診断等」という。)の結果
- 本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、
- の刑事事件に関する手続が行われたこと。 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、 搜索、 差押え、 勾留、 公訴の提起その他
- 護事件に関する手続が行われたこと。 はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保 本人を少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)第三条第一項に規定する少年又
- (個人の権利利益を害するおそれが大きいもの)
- 第五条 条例第十一条の個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして議長が定め るものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。)の 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報(高度な暗号化その他の個人の権利利益 滅失若しくは毀損(以下この条において「漏えい等」という。)が発生

- 又は発生したおそれがある事態
- えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏
- 三 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、 は発生したおそれがある事態 又
- 兀 それがある事態 保有個人情報に係る本人の数が百人を超える漏えい等が発生し、又は発生したお
- 2 めに必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。 態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するた 議長は、条例第十一条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事
- 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目
- 五四 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- その他参考となる事項

(電磁的方法

- 第六条 条例第十五条第四項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする
- する通信端末機器に送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用
- 電子メールを送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。)
- 三 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用 に規定する電気通信をいう。)を送信する方法(他人に委託して行う場合を含 いられる電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号

(匿名加工情報の安全管理措置の基準)

- 第七条 条例第十六条第二項の議長が定める基準は、次のとおりとする。
- 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- 基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。 報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情 その結果に
- 三 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを
- 個人情報ファイル簿の作成及び公表)

防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

第八条 個人情報ファイル(条例第十七条第二項各号に掲げるもの及び同条第

- する。2 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿と2 個人情報ファイルを通じて一の帳簿と
- 4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。
- 遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を消除しなければならない。はその個人情報ファイルが条例第十七条第二項第一号へに該当するに至ったときは、
- 6 条例第十七条第一項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
- ファイルの別 条例第二条第五項第一号に係る個人情報ファイル又は同項第二号に係る個人情報
- 人情報ファイルがあるときは、その旨 一 条例第二条第五項第一号に係る個人情報ファイルについて、第九項に規定する個
- 条例第十七条第二項第一号への議長が定める数は、千人とする。
- 情報ファイルとする。
 8 条例第十七条第二項第一号トの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人
- 採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。)福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの(イに掲げる者の)、次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与又は報酬、
- 執行機関の職員又は当該職員であった者
- 〒 条例第十七条第二項第一号イに規定する者又はイに掲げる者の被扶養者又は遺口 条例第十七条第二項第一号イに規定する者又はイに掲げる者の被扶養者又は遺
- 利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福二 条例第十七条第二項第一号イに規定する者及び前号イ又はロに掲げる者を併せて
- 及び記録範囲の範囲内であるものとする。の規定による公表に係る条例第二条第五項第一号に係る個人情報ファイルの利用目的の規定による公表に係る条例第二条第五項第一号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第十七条第一項9条例第十七条第二項第三号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第二条第五項

(開示請求書)

第一号)によるものとする。 第九条 条例第十九条第一項に規定する開示請求書は、保有個人情報開示請求書(様式

(開示請求等における本人確認手続等)

第十条 条例第十九条第二項、第三十二条第二項又は第三十九条第二項の規定により提

- 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書(以下この条において「開示請求書等が本人であることを確認するに足りるもの
- と認める書類い場合にあっては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当一 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができな
- の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。及び次項において「開示請求等」という。)をする場合には、開示請求者等は、前項2 開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この項
- 一 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの
- 十日以内に作成されたもの ことを示すものとして議長が適当と認める書類であって、開示請求等をする日前三二 その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人である
- 提示し、又は提出しなければならない。明する書類(開示請求等をする日前三十日以内に作成されたものに限る。)を議長に明する書類(開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証3 条例第十八条第二項、第三十一条第二項又は第三十八条第二項の規定により代理人
- 5 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみの資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にそ
- 公 報 第三百六十五号 令和五年三月三十日

Щ

梨

県

なす。

Щ

(開示決定等の通知)

- 第十一条 条例第二十四条第一項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法
- る開示の実施を希望する日を選択すべき旨をする際に事務局における開示を実施することができる日のうちから事務所におけける開示の実施を求める場合にあっては、条例第二十八条第三項の規定による申出二 事務局における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所にお
- る日数及び送付に要する費用 三 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要す
- 要する日数その他当該開示の実施に必要な事項四(電子情報処理組織を使用して保有個人情報の開示を実施する場合における準備に

(開示決定通知書)

- 第十二条 条例第二十四条第一項の書面は、保有個人情報開示決定通知書(様式第二
- 号)又は保有個人情報一部開示決定通知書(様式第三号)とする。
- する。
 2 条例第二十四条第二項の書面は、保有個人情報不開示決定通知書(様式第四号)と

(開示決定等期限延長通知書)

第十三条 条例第二十五条第二項の書面は、開示決定等期限延長通知書(様式第五号)

(開示決定等期限特例延長通知書)

とする。

- 第十四条 条例第二十六条第一項の書面は、開示決定等期限特例延長通知書(様式第六
- 号)とする。

(第三者意見照会書等)

- 第十五条 条例第二十七条第一項の規定による通知は、第三者意見照会書(様式第七
- 号)により行うものとする。
- 2 条例第二十七条第二項の書面は、第三者意見照会書(様式第八号)とする。
- 会保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならなる保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならな三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係4 議長は、条例第二十七条第一項又は第二項の規定により、同条第一項に規定する第4
- 5 条例第二十七条第一項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一開示請求の年月日
- 二 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限
- 条例第二十七条第二項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 前項各号に掲げる事項
- 一 条例第二十七条第二項各号のいずれに該当するかの別及びその理由
- 通知書(様式第十号)とする。 条例第二十七条第三項の書面は、開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への

(電磁的記録の開示方法)

- うことができるものに限る。)とする。 じ。)を用いて行う必要があるものにあっては、議会が保有するプログラムにより行令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同磁的記録の種別に応じ、当該各号に掲げる方法(プログラム(電子計算機に対する指第十六条 条例第二十八条第一項に規定する議長が定める方法は、次の各号に掲げる電
- 磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は複写したものの交付 一録音テープ、ビデオテープその他音声又は映像が記録された電磁的記録 当該電
- ものの閲覧又は交付 一 前号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力した
- 2 前項第二号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの2 前項第二号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を電子情報処理組織をいう。)を使用して開示を受ける者の使用に係る電線で接続した電子情報処理組織(議会の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以磁的記録を電子情報処理組織(議会の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以子計算機に備えられたファイルに複写させる方法により開示を受ける者のに限る。)又は当該電線で接続した電子情報処理組織を設ける者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以本語で接続した電子は、当該方法とすることができる。

(開示の実施の方法等の申出)

- により行わなければならない。 第十七条 条例第二十八条第三項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面
- による開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施 一 求める開示の実施の方法(開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法

の方法)

- は、その旨及び当該部分 一 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあって
-)子 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、そ 四 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、そ
- とを要しない。
 された事項を変更しないときは、条例第二十八条第三項の規定による申出は、することを要しないときは、条例第二十八条第三項の規定による通知があった場合において、開示請求書に記載

(訂正請求書)

(様式第十一号)によるものとする。 (様式第十一号)によるものとする。 (様式第十一号)によるものとする。 (様式第十一号)によるものとする。

(訂正決定通知書等)

- 第十九条 条例第三十五条第一項の書面は、保有個人情報訂正決定通知書(様式第十二
- 条列第三十五条第二項の書面は、保有個人情報不訂正決定通知書(様式第十四号号)又は保有個人情報一部訂正決定通知書(様式第十三号)とする。

とする。
2 条例第三十五条第二項の書面は、保有個人情報不訂正決定通知書(様式第十四号)

(訂正決定等期限延長通知書)

第二十条 条例第三十六条第二項の書面は、訂正決定等期限延長通知書(様式第十五

号)とする。

(訂正決定等期限特例延長通知書)

(保有個人情報提供先への訂正決定通知書)

第十七号)とする。 第二十二条 条例第三十八条の書面は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書(様式

(利用停止請求書)

請求書(様式第十八号)によるものとする。第二十三条条例第四十条第一項に規定する利用停止請求書は、保有個人情報利用停止

(利用停止決定通知書等)

- 第十九号)又は保有個人情報一部利用停止決定通知書(様式第二十号)とする。第二十四条 条例第四十二条第一項の書面は、保有個人情報利用停止決定通知書(様式
- 2 条例第四十二条第二項の書面は、保有個人情報不利用停止決定通知書(様式第二十

Щ

梨県公

報

第三百六十五号

令和五年三月三十日

一号)とする。

(利用停止決定等期限延長通知書)

第二十五条 条例第四十三条第二項の書面は、利用停止決定等期限延長通知書(様式第

二十二号)とする。

(利用停止決定等期限特例延長通知書)

第二十六条条例第四十四条の書面は、利用停止決定等期限特例延長通知書(様式第二

十三号)とする。

(諮問をした旨の通知書)

第二十四号)により行うものとする。 第二十七条 条例第四十六条第二項の規定による通知は、諮問をした旨の通知書(様式

附則

(施行期日)

1 この規程は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

滞なく」とする。
一項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「山梨県議会の保有すっ項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「山梨県議会の保有すっての規程の施行の際現に議会が保有している個人情報ファイルについての第八条第

山
梨
県
公
報
第
言
뫂
五号
号
_
令和五年
五年
븝
兰
十日

山梨県議会議長 殿 (ふりがな) 氏 名 住所又は居所 〒 電話番号 () 保有個人情報開示請求書 山梨県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第19条第1項の規定により、次 おり保有個人情報の開示を請求します。 1 開示を請求する保有個人情報(具体的に特定してください。) 2 求める開示の実施方法等 ア、イ又はウのいずれかを選択してください。 ア 事務局における開示の実施を希望する。 <実施の方法> □閲覧 □写しの交付 □その他((「実施の希望日> 年 月 日 イ 写しの送付を希望する。 ウ 電子情報処理組織を使用した開示を希望する。 ウ 電子情報処理組織を使用した開示を希望する。 3 本人確認等 ア 開示請求者 □本人 □法定代理人 □任意代理人 イ 請求者本人確認書類 □運転免許証 □健康保険被保険者証 □個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) □在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録は書 □その他()	様式第	51号 (第9条関係)				年	月	日
氏 名	ļ	山梨県議会議長 殿						
保有個人情報開示請求書 山梨県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第19条第1項の規定により、次 おり保有個人情報の開示を請求します。 1 開示を請求する保有個人情報(具体的に特定してください。) 2 求める開示の実施方法等 ア、イ又はウのいずれかを選択してください。 ア 事務局における開示の実施を希望する。 〈実施の方法〉 □閲覧 □写しの交付 □その他(〈実施の希望日〉 年 月 日 イ 写しの送付を希望する。 ウ 電子情報処理組織を使用した開示を希望する。 3 本人確認等 ア 開示請求者 □本人 □法定代理人 □任意代理人 イ 請求者本人確認書類 □運転免許証 □健康保険被保険者証 □個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) □在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録: 書			氏 名 <u></u> 住所又は居所					
山梨県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第19条第1項の規定により、次おり保有個人情報の開示を請求します。 1 開示を請求する保有個人情報(具体的に特定してください。) 2 求める開示の実施方法等 ア、イ又はウのいずれかを選択してください。 ア 事務局における開示の実施を希望する。 〈実施の方法〉 □閲覧 □写しの交付 □その他(〈実施の希望日〉 年 月 日 イ 写しの送付を希望する。 ウ 電子情報処理組織を使用した開示を希望する。 3 本人確認等 ア 開示請求者 □本人 □法定代理人 □任意代理人 イ 請求者本人確認書類 □運転免許証 □健康保険被保険者証 □個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) □在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録:書			電話番号	()			<u> </u>
おり保有個人情報の開示を請求します。 1 開示を請求する保有個人情報(具体的に特定してください。) 2 求める開示の実施方法等 ア、イ又はウのいずれかを選択してください。 ア 事務局における開示の実施を希望する。 <実施の方法> □閲覧 □写しの交付 □その他(保有個人情報	B 開示請求書				
2 求める開示の実施方法等 ア、イ又はウのいずれかを選択してください。 ア 事務局における開示の実施を希望する。 <実施の方法> □閲覧 □写しの交付 □その他(〈実施の希望日〉 年 月 日 イ 写しの送付を希望する。 ウ 電子情報処理組織を使用した開示を希望する。 ウ 電子情報処理組織を使用した開示を希望する。 3 本人確認等 ア 開示請求者 □本人 □法定代理人 □任意代理人 イ 請求者本人確認書類 □運転免許証 □健康保険被保険者証 □個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) □在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録言書				よる条例第 1 ⋅	9条第1項の	対規定に	より、	次のと
ア、イ又はウのいずれかを選択してください。 ア 事務局における開示の実施を希望する。 <実施の方法> □閲覧 □写しの交付 □その他(○実施の希望日> 年 月 日 イ 写しの送付を希望する。 ウ 電子情報処理組織を使用した開示を希望する。 3 本人確認等 ア 開示請求者 □本人 □法定代理人 □任意代理人 □任意代理人 イ 請求者本人確認書類 □運転免許証 □健康保険被保険者証 □個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) □在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録記書	1	開示を請求する保有個人情	青報(具体的に特	寺定してくだ:	さい。)			
ア、イ又はウのいずれかを選択してください。 ア 事務局における開示の実施を希望する。 〈実施の方法〉 □閲覧 □写しの交付 □その他(○実施の希望日〉 年 月 日 イ 写しの送付を希望する。 ウ 電子情報処理組織を使用した開示を希望する。 3 本人確認等 ア 開示請求者 □本人 □法定代理人 □任意代理人 イ 請求者本人確認書類 □運転免許証 □健康保険被保険者証 □個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) □在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録記書								
 <実施の方法> □閲覧 □写しの交付 □その他(<実施の希望日> 年 月 日 イ 写しの送付を希望する。 ウ 電子情報処理組織を使用した開示を希望する。 3 本人確認等 ア 開示請求者 □本人 □法定代理人 □任意代理人 イ 請求者本人確認書類 □運転免許証 □健康保険被保険者証 □個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) □在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録記書 	2		を選択してくだる	Z / /°				
イ 写しの送付を希望する。 ウ 電子情報処理組織を使用した開示を希望する。 3 本人確認等 ア 開示請求者 □本人 □法定代理人 □任意代理人 イ 請求者本人確認書類 □運転免許証 □健康保険被保険者証 □個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) □在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録言書		<実施の方法> □閲覧	□写しの交付	ŭ.)
ア 開示請求者 □本人 □法定代理人 □任意代理人 イ 請求者本人確認書類 □運転免許証 □健康保険被保険者証 □個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) □在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録言書		イ 写しの送付を希望する) 0					
ア 開示請求者 □本人 □法定代理人 □任意代理人 イ 請求者本人確認書類 □運転免許証 □健康保険被保険者証 □個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) □在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録言書	L							
イ 請求者本人確認書類 □運転免許証 □健康保険被保険者証 □個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) □在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録記書	3 [7 7 111 11 = 4	口()+ /> / [\right]	口化类似理!				
□運転免許証 □健康保険被保険者証 □個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) □在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録書			□ 依 足 八 理 八	<u> </u>	<u> </u>			
□在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録記書			以除被保険者証					
書				. (1—/// 111— 1/		,		
			者証明書又は特別	別永住者証明	書とみなされ	れる外国	国人登銀	录証明
)				
		- ,— ,	訴求をする場合に	, .は、住民票の)写し等も添	付して	くださ	ر ب _ا

-			
_		_	
-	_	_	

ウ本人の状況等(治		4. 意代理	人が請す	マナる場合	合にのみ記載してくださ
(V ₀)		11/11/11/11/11	411	., •,	
(ア) 本人の状況	□未成年者□任意代理人		月	日生)	□成年被後見人
(ふりがな)					
(イ) 本人の氏名	, 				
(ウ) 本人の住所	「又は居所				
エ 法定代理人が請求	なする場合、次の	いずれか	の書類を	を提示し、	又は提出してください。
請求資格確認書類	頁 □戸籍謄本	□登記事	耳項証明	書 □そ	の他 ()
オ 任意代理人が請求 請求資格確認書類				又は提出	してください。
					,
 ※ 処理欄(この欄に	受付年月日			年	月 日
は記入しないでくだ	担当課				
さい。)	備考				

印

様式第2号(第12条第1項関係)

第号年月日

殿

山梨県議会議長

保有個人情報開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、山梨県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第24条第1項の規定により、次のとおり、開示することに決定したので通知します。

とに伏足したので囲却しま	90			
開示する保有個人情報				
開示する保有個人情報 の 利 用 目 的				
求める開示の実施方法		できる	・できない	
求めることができる 開 示 の 実 施 方 法				
開示請求に係る 手数料等の額				
開示を実施することの	日時			
できる日時及び場所	場所			
担当課(本件連絡先)			電話	
備考				

様式第3号 (第12条第1項関係)

 第
 号

 年
 月

 日

殿

山梨県議会議長

印

保有個人情報一部開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、山梨県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第24条第1項の規定により、次のとおり、開示することに決定したので通知します。

21 //2 212 110/110	0 . , (,						
開示する保有個人情報								
開示する保有個人情報の 利 用 目 的								
求める開示の実施方法				できる	•		できない	
求めることができる 開 示 の 実 施 方 法								
開示請求に係る 手数料等の額								
開示を実施することの	日	時						
できる日時及び場所	場	所						
開示しない部分								
開示しない理由								
上記の理由がなくなる 期 日			年	月	目			
担当課(本件連絡先)						電	 言話	
備考								
·								

(教示)

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山梨県議会議長

に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。)。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年 法律第139号)の規定により、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対 する裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山梨県を被告とし て(訴訟において山梨県を代表する者は山梨県知事となります。)、甲府地方裁判所に決定 の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定(審査請求をした場合には、その 審査請求に対する裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であって も、決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)の日の翌日から起算し て1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、決定の取消しの訴えを提起すること ができなくなります。)。

様式第4号	(第12条第2項関係)
1水1し分分り	

 第
 号

 年
 月

 日

印

殿

山梨県議会議長

保有個人情報不開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、山梨県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第24条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

· a C C C C C C C C C C C C C C C C C C	25/4 C S 7 8
開示請求に係る保有個 人 情 報 の 名 称 等	
開示しない部分	
開示しない理由	
上記の理由がなくなる 期 日	年 月 日
担当課(本件連絡先)	電話
備考	

(教示)

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山梨県議会議長に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。)。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年 法律第139号)の規定により、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対 する裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山梨県を被告とし て(訴訟において山梨県を代表する者は山梨県知事となります。)、甲府地方裁判所に決定 の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定(審査請求をした場合には、その 審査請求に対する裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であって も、決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)の日の翌日から起算し て1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、決定の取消しの訴えを提起すること ができなくなります。)。 様式第5号(第13条関係)

第 号 年 月 日

殿

山梨県議会議長 印

開示決定等期限延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、山梨県議会の保有する 個人情報の保護に関する条例第25条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を 延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
延長前の期間	日(開示決定等期限 年 月 日)
延長後の期間	日(開示決定等期限 年 月 日)
延長の理由	
担当課(本件連絡先)	電話
備考	

_ _ _

	第6号 (第14条関係)	录式第6号	様	
--	---------------------	-------	---	--

第号年月日

殿

山梨県議会議長 印

開示決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、山梨県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第26条の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第26条の規定 (開示決定等の期限 の特例)を適用する 理 由	
残りの保有個人情報 について開示決定等 を す る 期 限	年 月 日までに可能な部分について開示決定等を 行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等 を行う予定です。 年 月 日
担当課(本件連絡先)	電話
備考	

 第
 号

 年
 月

 日

殿

山梨県議会議長 印

第三者意見照会書

に関する情報が含まれている保有個人情報について、山梨県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第19条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第27条第1項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「第三者開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱 わせていただきます。

開示請求に係る保 有 個 人 情 報 の 名 称 等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保 有個人情報に含ま れている に 関する情報の内容	
意見書の提出先	山梨県議会事務局 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 電話 055(223)1812
意見書の提出期限	年 月 日

様式第8号(第15条第2項関係)

第号年月日

殿

山梨県議会議長 印

第三者意見照会書

に関する情報が含まれている保有個人情報について、山梨県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第19条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第27条第2項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「第三者開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
条例第27条第2項 第1号又は第2号の	適用区分 □第1号、 □第2号
規定の適用区分	適用区分 □第1号、 □第2号 (適用理由)
及びその理由	
開示請求に係る保有	
個人情報に含まれて	
いる に関する	
情報の内容	
	山梨県議会事務局
意見書の提出先	〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1
	電話 055(223)1812
意見書の提出期限	年 月 日

電話番号 (

第三者開示決定等意見書

様式第9号(第15条第3項関係)

年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出 します。

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
開示に関しての 御 意 見	□保有個人情報を開示されることについて支障がない。 □保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障(不利益)がある部分 (2) 支障(不利益)の具体的理由
連 絡 先	